

産業構造審議会保安・消費生活製品安全分科会液化石油ガス小委員会（第14回）

議事録

日時：令和3年3月22日（金曜日）15時00分～17時00分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室およびWeb会議

議題：

- （1）「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況について【報告】
- （2）LPガス事故発生状況について【報告】
- （3）「液化石油ガス安全高度化計画2030」の策定について【審議】
- （4）新型コロナウイルス感染症を契機とした対策【報告】
- （5）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について【報告】
- （6）2020年度立入検査の実施状況及び2021年度立入検査の重点について【報告】

○月館ガス安全室長　　経済産業省ガス安全室・月館でございます。

定刻になりましたので、ただいまから、第14回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局の経済産業省から挨拶させていただきたいと思います。太田技術総括・保安審議官、挨拶をお願いします。

○太田技術総括・保安審議官　　太田です。

本日はお忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございます。また、日頃よりガス保安行政に関して御理解、御協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本日、緊急事態宣言は解除されましたけれども、引き続き感染症対策のためオンラインでの開催とさせていただいております。いろいろ御不便をおかけするかと思いますけれども、何かございましたら何なりと、チャットでも結構ですし、事務局にお知らせいただければと思います。

時間もありませんので手短に、今日の小委員会では昨年度末に策定しました保安対策指針に関する取組状況や、昨年のLPガス事故の発生状況について御報告して、また地方分権要望に関する権限移譲や、コロナウイルスに関する取組状況についても御報告させていただきます。また、審議事項としては毎年度策定してまいりました保安対策指針に代えて、今後10年間の取組方針を記した液化石油ガス安全高度化計画2030の策定を御審議いただきます。本日も活発な御議論をよろしくお願いいたします。

○月館ガス安全室長　それでは、ここからの議事進行につきましては大谷委員長にお願いしたいと思います。では、よろしくお願いします。

○大谷委員長　年度末のお忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日は議事が多くて、資料も多くございますので効率的に議事を進めていきたいと思います。皆様の御協力よろしくお願いします。

それでは、まず今回から新たに参加される委員の方々がいらっしゃいますので、事務局より委員の御紹介をお願いするとともに、配付資料の確認をお願いいたします。

○月館ガス安全室長　まず初めに、前回委員会以降、新しく就任された委員の方々を御紹介させていただきます。

日本LPガス協会の小笠原剛委員でございます。本日は代理で、同協会の吉田専務理事がリモートで参加していただいております。また、佐々木委員、吉川委員の2名が欠席されております。また、茨城県の危機管理部長の堀江委員におかれましては、代理として同県の石井様が参加されております。また、コミュニティガス協会の相良委員が今日は代理出席でございまして、同協会の藪内専務が参加されております。

出席ですけれども、オンラインを含めて過半数の定足数に達していることを、まず御報告させていただきます。

続きまして、資料についてですが、経済産業省では審議会等のペーパーレス化を進めておりますので、タブレットにより電子ファイルを御覧ください。お手元のタブレットは既に資料が参照できる状態となっておりますので、御覧になれる際は資料番号を付したファイルをタップしていただければと思います。

本日の資料については、ファイル一覧、資料02でございますけれども、それにありますとおり資料0から資料6までになります。タブレットの不具合や操作について不明な点がございましたら、いつでも挙手の上、また連絡の上、関係者にお知らせください。

まず、資料02の議事次第を見ていただければと思います。本日は3の議題にありますとおり、(3)『液化石油ガス安全高度化計画2030』の策定について、これが審議事項でございます。その他の5件については報告事項でございます。

なお、資料は議題の番号と同じになっていまして、複数のものは枝番がついてございますので、御覧いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいま資料を御確認いただいたとして、最初の議題であります「『2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針』の取組状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○月館ガス安全室長 資料1を御覧ください。

次の2ページ目です。ここに目次が書かれてあります。毎年策定しております保安対策指針。これが最後になりますけれども、2020年度向けに策定しました保安対策指針の取組状況の説明でございます。

項目が目次のところに8つほど書いてあります。8つに分類したもので御報告させていただきます。目次をちょっと紹介しますけれども、1番目が業界団体が全国的に展開している対策や宣言でございます。2つ目が保安教育の確実な実施についての内容でございます。3つ目が組織内のリスク管理の徹底に関する活動の推進についてでございます。4つ目が一酸化炭素中毒の事故防止についての対策でございます。5番目が一般消費者等に起因する事故防止対策でございます。6つ目がLPガス販売事業者に起因する事故の対策でございます。7つ目が質量販売に対する事故の対策。8つ目が落雪対策でございます。

では、次のページから簡単に説明させていただきます。

まずこのページ、業界団体が全国的に展開している対策や提言でございます。このページは全国LPガス協会さんが2018年から3年間、今年3月までやってこられた「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」で各種の事業をやってこられたものでございます。具体的には下のほうにちょっと書いてありますけれども、2020年の具体的な推奨事項ということで、ここに書かれている①から⑨までの内容について会員企業に対して周知・広報活動をやってきたということでございます。

次のページをお願いします。これも業界団体が全国的に展開している対策や提言でございます。ここに記載したものは、七協議会さんにおける行動基準の採択でございます。

下のところの枠に行動基準が書いてありますけれども、1番から5番まででございます。これを行動基準として周知活動と実態調査を実施したということでございます。

次のページをお願いします。2.保安教育の確実な実施についてでございます。これは保安人材を要請するための事業として2つやってございます。

真ん中に四角の表で囲んで書いてありますけれども、上のほうが保安専門技術者の指導事業でございます。下のほうは地域保安指導事業でございます。上の保安専門技術者指導事業でございますけれども、下の地域で指導する方々を養成するといった事業でございます。

す。上の養成事業で講習された方々が現場に行っている指導するという事業でございます。2020年度はコロナの関係もあって一堂に会して講習会を開いてやる形がなかなか取れなかったこともありまして、Skype等を使ってやってきたということでございます。また、地域の指導事業についても同じようにオンデマンド、eラーニングを使って実施したということでございます。

その成果として真ん中、下のほうにちょっと書いてありますけれども、指導事業者の育成については2020年度実績として講習会15回、修了者数92名ということでございます。地域での講習会等の実施でございます。eラーニングを実施して、受講者の方が2,067名ということで講習をしております。今回実験的なものとして取り組んでございますけれども、中小零細で端末がなかなかないといったところにタブレットを貸しながら実施してきたということも実験的にやってございまして、受講者数6人ですけれども、こんな事業もやってきたということでございます。

次のページをお願いします。次が組織内リスク管理の徹底及び自主保安活動の推進でございます。

上の箱のところでございます。経済産業省及び関係団体でやっております表彰事業でございます。これは毎年やってきた事業でございますけれども、昨年、令和2年度から内容を少し変えてございます。具体的には経済産業省の表彰制度、下のほうに高压ガス大臣表彰と技術総括・保安審議官優秀表彰とございます。従来は、3つ目の技術総括・保安審議官優良表彰に当たる方々の表彰制度としてやってきたということでございます。今回からは初回の表彰を受ける方がこの制度の表彰対象になるということで、表彰を複数回受けられる方については優秀表彰ということで、1つランクを上げた形で差別化してございます。さらに5回以上表彰を受ける方については、我々直接ではないですけれども、高压ガス保安での大臣表彰がございまして、こちらの大臣表彰に推薦して、経済産業大臣賞をいただくということでやってございます。こういう形で表彰制度をやっております。

この表彰制度を用いて何をやっているかといいますと、まず事業者の方が自主保安活動としてどんなことに取り組んできたか、チェックシートをつけていただくということでございます。それを使って自主保安の自己評価をするという取組の一環でございます。

2つ目、下のほうの箱でございますけれども、いわゆる集中監視システムを導入して保安力を高めるといった事業でございまして、この認定事業者が昨年末で296者ということになってございます。

次のページをお願いします。ここからは一酸化炭素中毒の防止についての取組でございます。まずここに書かせていただいているのは、経済産業省で関係省庁が参加する連絡会議というのをやってきてございます。ここに参加省庁をリストアップしておりますけれども、7省庁から集まっておりますので直近の一酸化炭素中毒の事故状況とか保安の取組について説明をして、その後の普及啓発につなげる協力を要請するといった場になってございます。

次のページをお願いします。次は食品工場、業務用厨房施設での一酸化炭素中毒防止の対策でございます、真ん中の表の中に少し書いてありますけれども、経済産業省から関係団体に宛てて要請してきたところを紹介してございます。これは全国LPガス協会さんとか、日本液化石油ガス協議会さんというガス団体のほかに、ユーザー団体である、例えば日本百貨店協会さんとか、日本チェーンストア協会さんとか、そういったユーザー団体にも普及啓発活動をやってきたということでございます。また、経済産業省の所管以外のところにも要請していただくということで、関係省庁、ここに書いている総務省さんとか、消防庁さんとか、厚生労働省さんといったところから要請をさせていただいたということでございます。

ちなみに、上のほうに書いてありますけれども、この対策は都市ガスとLPガスと両方一緒にやってございまして、去年の事故の件数を少し紹介させていただいております。2020年は1件ございまして、2019年は8件あったということでございます。ただ、LPガスでは一酸化炭素中毒の事故は幸いにもなかったという状況でございます。

次のページをお願いします。一酸化炭素中毒の注意喚起のほかの手法について御説明をさせていただきます。経済産業省でリーフレット、パンフレットをつくってやってきたりしてございますけれども、ここでは総務省さんと協力してやってきた事業について御紹介しております。総務省消防庁と協力して、業務用厨房でのガス機器掃除、メンテナンスについてリーフレットを作成して、消防庁のホームページに掲載していただいているということでございます。

経産省のほうではこれまでも何度か説明してございますけれども、「我須野（がすの）一家の部屋」というホームページに載せているコンテンツを使ってPRしてきたということでございます。また、飲食店向けの注意喚起を地方の支部、保安監督部から要請していただいているということでございます。

また、その下のLPガス安全委員会からもリーフレットを作成して、周知活動を行って

いるということでございます。また、家庭用・業務用LPガス保安ガイドというのをつくっておられて、最近、外国人の方が多くもありまして、日本語を含めた12か国語に翻訳したガイドブックを配布しているということでございます。

次のページでございます。いろいろなメディアを使った広報活動の例を示してございます。上の2つに書いてあるのは、内閣府の政府広報オンラインを使った活動でございます。暮らしに役立つ情報ということで、上の①のところは安全な使い方についての注意喚起でございます。②、下の2つ目の丸ですけれども、こちらは地震のときにマイコンメーターが機能して、ガスが止まったときの復旧の方法等について紹介したものでございます。もう1つはWebサイトに、我須野さんのホームページに掲載したものを紹介したものでございます。下のところに、具体的にこんな形でやったというものを絵で示してございます。参考に見ていただければと思います。

次のページをお願いします。こちらでも一般消費者に対する注意喚起の対策でございます。業界団体がやられているパンフレットの紹介でございます。こういう形で一般消費者に対する注意喚起をおこなってきたということでございます。

次のページをお願いします。次は誤開放、使っていないガス栓を開けてしまってガスが漏れて、そこに引火して事故が起こるといったものを防止するものでございます。誤開放を防止するガス栓カバーの普及状況でございます。毎年30万台を普及させている状況で、順調に普及しているということでございます。

次のページをお願いします。こちらが他工事の事故防止の取組でございます。厚労省さんとやってきた事業でございます。LPガスの他工事といいますと、水道工事によってガス供給設備に支障を起こすような被害が及ぶことがありまして、そういうものを防止するためのパンフレット、リーフレットをつくってPR活動をしてきたということでございます。

次、お願いします。国交省さんに対する他工事の事故防止についてでございます。住宅の外壁工事で養生をするときにガス機器の給気・排気をカバーしてしまって、燃焼に必要な空気不足による不完全燃焼を招いたり、また排ガスが外に出なくて家の中に入るような、そういった事故が発生してございます。それを防止する観点で厚労省さんに要請させていただいて、これに携わる事業者にもPR活動をしてきたということでございます。また、全国LPガス協会さんなど業界団体を通じて、一般消費者に対しても注意喚起をやってきたということでございます。

次のページをお願いします。こちらが建設工事によるガス供給設備の損傷に対する注意喚起でございます。関係行政機関や建設工事をする方々が受ける講習機関に、工事をしたときにガス供給設備に被害が及ばないように注意してくださいというように、パンフレットを使ってPR活動をしてきたというものでございます。

次のページをお願いします。7番目に書いているのが質量販売に関する注意喚起でございます。

その下の8番目、これが落雪対策でございます。後でまた紹介しますが、2020年は落雪による事故はございませんでしたが、今年に入って少し残念な事故が発生しましたので、後でまた報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問など御発言がある方は、ネームプレートを垂直に立ててください。Skype参加の委員の方は、チャット機能にてメッセージをお入れいただきますようお願いいたします。私が御指名しますので、その後発言してください。発言後は、お手数ですがマイクのスイッチはお切りいただくようお願いいたします。

それでは、何か質問がございましたら、よろしくお願いします。いかがでしょうか。――特に手は挙がっていませんが、オンラインだとなかなか質問とか発言しにくいというのがありますけれども、よろしいでしょうか。――ただいま、最初の2020年の報告ということでございました。また何かありましたら後ほどでも質問していただくとして、特にすぐ浮かばないようでしたら次の議題に進ませていただきたいと思います。

議題2です。こちらも報告ということになりますけれども、「LPガス事故発生状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○月舘ガス安全室長 それでは、資料2―1を御覧いただければと思います。最初のページに事故の要旨と概要（ポイント）を説明してございます。

まず、2.概要（ポイント）のところで説明をさせていただきたいと思います。2020年の事故件数でございますけれども、192件発生してございます。これは前年から10件減ったということでございますが、直近5年間の平均は186件でございますけれども、それからだと少し多いという状況でございます。死亡者数ですけれども、1名発生してございます。2016年、2017年は0で推移してございまして、2018年は1名、2019年も0名ということで、1名亡くなられたり事故はなかったりということで、最近は0、1で推移してござ

います。負傷者数についてですけれども、29名発生してございます。一昨年、2019年32名から3名減少しているということでございます。これは液石法公布の1967年以降、最少の人数でございました。

重大な事故（A級事故）でございます。これが1件発生してございます。このA級事故でございますけれども、1996年12月に沖縄で一酸化炭素中毒で死亡者が5名発生してございますけれども、ここから24年ぶりに発生したものでございます。少し後でも紹介しますがけれども、以前紹介しました福島県郡山の爆発事故でございます。死亡者1名、負傷者数19名ということでございます。これ以外にB級の事故については0だったということでございます。

一酸化炭素中毒の事故でございますけれども、これは発生してございません。昨年に続き0ということでございます。

原因者別でございますけれども、他工事事業者によるものが最大の要因となってきました。52件発生してございまして、全体の27%ということでございます。一般消費者の事故が39件、約20%、LPガス販売事業者の事故44件、約23%でしたが、これを少し上回った形になってございます。

それと発生する場所でございますけれども、住宅、配管等での事故のウエートが従来どおり高いということでございます。場所のところという住宅——これは一般、共同の両方でございますけれども、7割を超えてございます。発生する箇所でございますけれども、配管、供給管が半分弱で、大きなウエートを占めているということでございます。

次、4ページにちょっと飛んでいただいて、(2)として重大な事故（B級以上）等の発生状況という説明のところでございます。ページをまたいで次のページになりますが、2020年のB級以上の事故の概要が書いてあります。これは先ほどちょっと紹介しましたけれども、昨年7月30日に福島県郡山市で漏えい爆発事故が起こって1名亡くなり、負傷者が19名出たという事故でございます。前回ちょっと詳しく説明しましたけれども、コロナ禍で休業中だった飲食店においてリフォーム工事をしていたということでございますけれども、漏えい爆発事故が発生したということでございます。

ここに新たな情報を付け加えております。被害見積額でございますけれども、3月にいただきました福島県からの中間報告でございます。被害見積額が12億になったということでございます。

前の4ページにちょっと戻っていただいて、事故の分類の説明をしているところを見て

いただければと思います。人的な被害、死亡者1名、負傷者19名。これから見るとB級の事故になりますけれども、ここに書かれておりますA級事故の被害総額5億円以上というところになります。被害総額が大きく超えてきているのでA級事故になったということでございます。

次に、17ページに飛んでいただければと思います。ここに2020年の事故の分析をまとめてございます。先ほどの説明の部分は省略させていただきます。2つ目のポツでございます。負傷者を伴う事故でございますが、11件発生しております。「このうち4件（全体の36.4%）」と書いてありますが、ここは誤植がありまして「このうち3件」でございます。「（全体の27.3%）」になります。これが点火ミスとか、未使用ガス栓の誤開放といった一般消費者に起因する事故で発生してございます。

その次の次です。雪害事故でございます。これは0件だったということでございます。2020年は比較的降雪が少なかったので0だということでございます。ただ、ここに記載しておりますけれども、2021年に入ってから雪害による死亡事故が発生しております。これは後で詳しく説明したいと思います。

1つ飛ばして、下から3つ目のポツです。原因者別の発生状況でございます。一般消費者起因の事故が39件発生してございます。全体の約2割を占めてございます。ちょっと飛びまして、LPガス販売事業者起因の事故が44件発生しているということで、2019年と同じ数字でございました。その原因としては設備の老朽化とか、工事ミスとか、作業ミスというものでございます。

次の発生場所でございます。住宅と業務用施設で大別した場合、住宅が143件で74.5%発生しているということでございます。業務用施設が49件で約25%発生しているということでございます。死傷者の発生状況でございます。住宅が4名で13.3%、業務用施設が26名で86.7%で、業務用施設のほうが圧倒的に率は多いということでございます。

次のページをお願いします。質量販売に係る事故でございますけれども、3件発生しております。負傷者は2名ということでございます。事故1件当たりに発生する負傷者が多いという特徴が出てございます。

次のポツですけれども、他工事に係る事故は52件発生してございます。水道・排水工事による事故が13件発生してございます。住宅の建設とか、解体工事、土木工事による事故が20件発生してございます。改修・改装工事に関するものが2件ということでございます。植木伐採とか草刈りといった事故で4件発生してございます。ちなみに、52件のうち44件

は、ガス事業者等と事前の連絡を取ったものではなかったということでございます。

2020年の概要は以上でございます。

続きまして、資料2—2で雪害事故について紹介したいと思います。今年1月14日でございますけれども、秋田県の一般住宅で雪害による爆発事故が発生してございます。下のほうの説明で被害のところでございますけれども、人的被害として死亡者が1名発生してございます。物的被害としては当該住宅1棟が全焼している。ほかの設備もちょっと被害を受けたという事故でございます。この4.事故概要でございますけれども、雪害により容器バルブと圧力調整器との接合部分、配管とガスメーターの入り口部分が損傷してございます。その辺りからガスが漏れたと推定されてございます。また、普通はガスが漏れて漏えい事故ということになるのですけれども、今回雪が多く、雪下ろしの雪に家屋が囲まれていたということでございます。空気よりも重いLPガスが床下に入って滞留して、それが何かの原因で爆発したと推定されてございます。ちなみに、この住宅にはガス漏れ警報器はついていなかったということでございます。

次のページをお願いします。雪害事故件数の状況を簡単に御紹介してございます。雪害事故ですけれども、降雪によって大きく変動するということでございます。

下の表を見ていただければと思いますけれども、昨年2020年は0件でございまして、2019年は9件ということで、降雪によって発生したり、発生しなかったりということでございます。

上の説明のところに戻りますが、2つ目の丸でございます。雪に関する事故でございますけれども、96%が1月から3月に発生してございます。季節的なものだということでございます。

3つ目の丸でございますけれども、事故の発生件数の95%が漏えい事故ということでございます。一方で、今回のように爆発火災に至る事故も発生してございまして、年間平均すると1.6件ということでございます。今年1月から3月16日時点でございますけれども、24件の事故が発生してございます。地域的には北海道、秋田県、岩手県、山形県、新潟県、福井県で発生してございます。

下の右側のグラフでございますけれども、過去10年間の事故の件数をプロットしたものでございます。北海道、青森、特に寒い地方で雪が固くなって、落ちてくると破壊力を持つといった地域的な特性があるのかなと思いますが、そういうところで事故が起こっているということでございます。

次のページをお願いします。雪害事故の例ということで、どんなことで事故が起こるのかというのをまとめたものでございます。

1. 落雪でございます。1) で自然に落雪するもの、それと2) でございますけれども、雪下ろしの雪によるといったものでございます。

それと積雪の荷重ということでございます。例に示しているのは、除雪作業のときに雪下ろしをしたところでの積雪の荷重。これも積雪というのか、除雪をした雪によるものということになりますけれども、その荷重で供給設備が傷んでしまったというものでございます。

それと3. でございますけれども、除雪。除雪機とか、スコップとか、そういうものでガスの供給設備を傷めてしまって、破損したところからガスが漏れたような事故でございます。こういった事故が発生しているということでございます。

次のページをお願いします。雪害に対する対策でございます。大きくハード面とソフト面ということに分けてございます。

ハード面では設備の保護。軒先の下にちゃんと置くとか、雪囲いをしっかりとするという対策でございます。②ですけれども、損傷しにくい設備を設置するということでございます。配管の支持を強化したり、軒下の高い位置に敷設するなどして、落雪、積雪に強い環境に設備を置くというようなことでございます。③でございますけれども、漏えい防止機能付きの設備を設置しましょうということでございます。万が一ホースに異常が発生しても、放出防止型のホースを使っていればガス漏れが少量で済むといったものでございます。

ソフト対策でございますけれども、1つは雪下ろしを定期的にちゃんとやって、いきなりゴトッと落ちることがないようにということでございます。それと落雪した後に家の周りを囲むようなことがないように、速やかな排雪を行うということでございます。③は何か異常があったら販売事業者に連絡するというところでございます。これがソフト的な対策ということでございます。

私からは以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございました。事故の状況ということで御説明いただきました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問など御発言がある方は、先ほどと同様、ネームプレートを垂直に立ててください。Skype参加の委員の方は、チャット機能にてメ

ッセージを入れていただきますようお願いいたします。私から御指名等させていただきます。発言後は、お手数ですがマイクのスイッチをお切りいただくようお願いいたします。

それでは、御質問、御意見のある方はよろしく申し上げます。近藤委員から何か御発言があるようですので、お願いいたします。

○近藤委員　　まずはこの1年のコロナの状況の中で、様々な変化や困難があった中で、供給設備、消費設備の定期的な点検・調査の権限を猶予するといったことの目的で省令や告示を迅速に改正するなど、この1年間、月館室長を初め関係者の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

御説明いただいた死亡事故に関してでございますが、昨年7月の郡山市の爆発事故、今年1月の秋田県での雪害事故、残念ながらそれぞれ1名の方が亡くなっております。KHK、高圧ガス保安協会は、いずれの事故も当初から重大な事故として認識をし、対応しているところでございます。LPガスの分野でこのように死亡事故があったわけでございますが、LPガス直接ではなくて高圧ガスの分野におきまして昨年12月と今年1月にそれぞれ1件、死亡事故が発生しておりまして、高圧ガスの関係でも3名の方が亡くなっておるわけでございます。

高圧ガス保安協会といたしましては、LPガスに加え高圧ガスも含めて、ガスの保安に対して危機感を持っているところでございます。今後とも引き続き事故の対応に万全を期すとともに、事故の原因分析から得られた再発防止対策の周知徹底に取り組み、そもそも事故を発生させないよう現場の保安の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、続いて天野委員、何か御発言があるようですので、よろしくお願いいたします。

○天野委員　　ここ数年、他工事に関わる事故が多いことが課題の1つになっています。18ページの2つ目の丸ポツでも、52件のうち44件が工事関係者との事前連絡について確認できていないことが示されています。

それで18ページの下から4行目に「工事業業者の担当のみならず、工事に当たる関係者全員に対する積極的な周知等を行うことが望まれる」とあり、とても重要な指摘だと思うのですが、この「積極的な周知等を行う」という内容について、もう少し具体的に御説明いただければありがたいです。

以上です。

○大谷委員長　　という御質問ですけれども、よろしいですか。

○月舘ガス安全室長　　他工事事故が都市ガスもL Pも、両方同じように最近目立って増えている事故でございます。ほかの工事を行う方々にどうやってガスの安全を伝えるかといったところで、今工夫しながらやってきてございます。先ほど紹介したのは工事事業者が重機の扱いを受けるための講習所などへ行ったときに、パンフレットを配るといったことをやってきてございます。そのほかにも、例えば住宅などですと解体工事をする方々は、リサイクル法によって自治体に届出をしてやらなければならない。許可を取って行うという工事でございます。その許可を取る場所にガスの安全についてのパンフレットを置いて配らせていただいております、そういうところで周知徹底を図るといったことを昨年から始めているようなところでございます。

　　以上です。

○大谷委員長　　いかがでしょうか。何かもっといいアイデアがあればというところかと思えますけれども、よろしいでしょうか。――では、金地さん。

○金地高压ガス保安室長　　高压ガス保安室の金地でございます。

　　先ほど近藤委員からも御指摘をいただきました。昨年と今年、高压ガスの関係で死亡事故があったという件、こちらにも実はC O₂の消火設備の点検中に事故があった。2件とも同じような状況の中で発生した事故でございます。こちらにつきましても現在、原因究明中でございますけれども、ホームページのほうに注意喚起を出させていただくということで、事故に関して周知を図りつつ、注意喚起を行っている状況で対応させていただいてるところでございます。また今後、原因が明らかになりましたらK H Kであるとか、そういう関係のところとも連携を取りながら、適切な対応を取らせていただければと考えておるところでございます。

　　以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございます。他工事関係者にいかに興味を持ってもらうというか、知ってもらうかというところが、まず大事なのかという気がします。――天野委員、何か追加の御意見はございますか。

○天野委員　　ほかに方法がないかとか、さらに検討を続けていただければと思います。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

　　それでは、次に鵜飼委員、御発言があるようですので、よろしくお願いします。

○鵜飼委員　　同じようなところなのですけれども、資料2―1の2ページの3ポツ目な

のですけれども、「原因者別で『他工事事業者』によるものが最大要因となった」と書いてあるのですけれども、パーセンテージを見ますと、27.1%と20.3%と22.9%というのは余り変わりがないように思うのです。52件のうちの44件は工事関係者との事前連絡について確認ができていないということで、それだったらLPガス販売事業者の44件のほうが、販売事業者がされている原因が、そちらにあるほうが大きいのではないかと思いますのですけれども、他工事事業者さんによるものが最大要因というほど最大な量ではないような気がするのですけれども……。

以上です。

○大谷委員長 いかがですか。

○月舘ガス安全室長 2020年の事故の分析をしてみたところ、こういうことであったということなのです。ちなみに、2019年度は拮抗しておりまして、他工事の事故と事業者の事故は同じような形、似たような形になってきました。2020年、明らかに増えてきたところで、これから注意しなければならない部分なのかなということでございます。ちょっと表現が、最大要因というきつい表現なのかもしれませんが、一応2020年の事故の分析をしたところの評価としてのコメントでございました。

○大谷委員長 よろしいでしょうか。だんだん増えてきて、一番多くなったということだそうです。

○鶴飼委員 ありがとうございます。でも最大要因と言い切ってしまうのは、ちょっとひどいかなというような気がするのですけれども……。

○大谷委員長 表現の問題ですね。

○月舘ガス安全室長 数値的には最大になってしまっているんで、こういう表現とさせていただきます。コメントでございますけれども、何かほかに表現はありますでしょうか。

○大谷委員長 2020年度だけ見るのではなくて、徐々にだんだん多くなっているというようなのがいいのではないですか。一番多くなったぐらいの感じで。

○月舘ガス安全室長 増えているということが事実でございますけれども、分かりました。ちょっと表現を少し検討させていただきたいと思います。

○大谷委員長 よろしいでしょうか。

○鶴飼委員 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○大谷委員長 それでは、時間の都合もありますので先に進めさせていただきますが、

次のものは審議事項ということになりますが、『液化石油ガス安全高度化計画2030』の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○月館ガス安全室長 それでは、資料3—1を見ていただければと思います。液化石油ガス高度化計画2030（案）でございます。

開いて目次のところを、まず見ていただければと思います。構成を少し御紹介したいと思います。1章と2章で高度化計画の全体骨子を示した形になってございます。3章から6章が各分野のアクションプランを書き込んだという形になってございます。

1章でございますけれども、L P ガス保安の現状と検討の基本的な方向を検討したものでございます。2章は液化石油ガス安全高度化計画の基本的な考え方とか、指標といったものをまとめてございます。さらに指標の達成に向けたアクションプランの項目、3つ挙げてございます。最後に2章の5.ですけれども、アクションプランの不断の見直しというものをまとめさせていただいております。

早速、次のはじめにのページをちょっと見ていただければと思います。ここに検討してきた経緯を少し紹介してございます。これまで小委員会で検討してきたものも含めてございます。

2段落目からちょっと説明させていただきます。これまでということで、毎年、国が保安対策指針を定めてL P ガス事業者に要請する形で自主保安の取組を進めてきたということでございます。その結果、死亡事故や人身事故のような重大な事故については、着実に改善が見られているということでございます。低い水準まで低減が図られてきたということでございます。

次の段落ですけれども、しかし、いまだ重大な事故の撲滅には至っておらず、一方、ガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっており、今後も一層の保安の高度化が求められるということでございます。また、近年の自然災害の激甚化、多発化、それとA I とかI o Tを活用したスマート保安の新しい体系でございますけれども、これが産業保安全体で検討されているような状況でございます。こうしたことを踏まえて、2030年に向けて液化石油ガス安全高度化計画2030として新たな取組を行うこととして、この小委員会で検討を重ねてきたということでございます。内容については、国、都道府県、第三者機関、L P ガス事業者、一般消費者等、関係事業者の各主体が安全のために果たすべき各々の役割を明確にして、それを着実に実行する。これによって保安の確保に努めるということでございます。今後10年間を見据えた社会の変化及び予測されるリスクを踏まえ

て、このアクションプランを定めたということでございます。これを最初に紹介してございます。

次のページです。1章、液化石油ガス保安の現状と検討の基本的方向をまとめたものでございます。

まず1.として、検討の基軸でございます。これまで議論していただいて、この文面の最後のところでございますけれども、以下の4点を検討の基軸とするというところでございます。①が各主体の役割の理解と実行でございます。②が中立・公正に徹した国の関与、③が予防保安と事後検証の調和、④が法令遵守・情報公開の徹底ということでございます。

ちなみに、赤字で書かせていただいているのが、前回12月の小委員会で配らせていただいたものに追加した部分を赤字で示してございます。

次の3ページ目、お願いします。2.として現状分析でございます。

(1)事故の全体像でございます。3段落目、グラフの直前のところでございますけれども、2019年の事故でございますが、202件発生してございます。2018年は212件。ここら辺、200件弱のところでは推移しているという状況でございます。

一方で、重大事故の減少でございます。下の棒グラフを見ていただければと思います。これが5年平均の死亡者数と負傷者数の推移を示したものでございます。過去においてはかなり死亡者数、負傷者数が大変多うございました。

ちなみに、グラフの見方ですけれども、左側が死亡者数で、1つのスパンが10人になってございます。負傷者数のほうが多いものですから、右のほうのスパンになりますけれども、100人単位で見ていただくようになってございます。死亡者数のところを見ていただければと思いますけれども、徐々に減ってきているということでございまして、直近の5年平均でいうと0.8人ということでございます。負傷者でいうと56.8人ということで、だんだん減ってきているというようなことでございます。

次のページをお願いします。(2)事故の原因分析をしてございます。2019年の事故についてちょっと紹介してございます。負傷者を伴う事故でございますけれども、21件発生してございます。このうち16件、全体の71%でございますけれども、一般消費者による事故であったということでございます。

3段落目です。原因者別の発生状況でございますけれども、一般消費者起因の事故が57件発生してございます。全体の約3割を占めるということでございます。これが大きなウェートを占めているということでございます。発生場所については住宅が123件、6割を

占めてございます。業務用施設については79件でございまして、約4割を占めるということでございます。死傷者の発生状況でございますけれども、住宅が14人で44%、業務用施設では18人で56%の割合で出ているということでございます。質量販売では、B級事故1件を含めて6件発生してございます。これは、2019年に質量販売による事故が発生したので特徴が出ているということでございます。事故の発生件数当たりの死傷者数が多いということで、注意しなければならないということが分析として出てきてございます。

次に、3. 今後10年間に想定される環境変化でございます。これも途中まで議論していただいているので、簡単に紹介させていただきます。

まずLPガスでございますけれども、今後も国民生活において重要なエネルギーであり続けることが見込まれているということでございます。今後、社会情勢の変化と想定されるリスクを、この下に書かれている5つにまとめてございます。①が過疎化・高齢化でございます。

次のページに行きます。②が人手不足、外国人の増加でございます。③が新たなデジタル技術の導入に伴う変化でございます。④が自然災害の多発化、激甚化でございます。⑤がこれまで議論していただいて、直近のコロナウイルスの関係もございまして、感染症対策も1つの対策として掲示をすることになってございます。

次に、4. 高度化計画の基本的方向でございます。下のほうのところを御紹介しますが、現状のLPガス保安対策指針の実施要請事項も踏まえて、基本的な方向を次のようにまとめたということでございます。4つにまとめてございます。

次のページでございます。①事故分類ごとにおける対策の推進ということでございます。②が各主体の連携の維持・向上でございます。③、④が人材関係でございますけれども、③が保安人材の育成ということでございます。④が一般消費者に対する教育、啓発活動ということでございます。

次のページです。2章でございますが、高度化計画の考え方と目標を示したものでございます。

まず1. でございます。高度化計画策定の基本的な考え方として、10年後の2030年を目標年次として死亡事故とか、人身事故といった重篤な被害を撲滅するということでございます。併せて重大事故につながる可能性を持つ物損事故、比較的軽微な事故も着実に減少するよう、安全高度化計画を策定するということでございます。

ちょっと今の場所に誤植がありまして、「保安対策指針」と書いてありますけれども、

これは「安全高度化計画」に修文させていただきます。次のところも用語が間違っていますので修文させていただきます。

2. 高度化目標でございます。四角の枠に書いてありますけれども、2030年の死亡事故ゼロに向けて、関係者が各々果たすべき役割を着実に実施して、安心・安全な社会を実現するということでございます。下のところに丸で書いてございますけれども、目標年次10年間、2021年から2030年。中間評価として2026年に、必要に応じて計画を見直すことにしております。

次、3. 高度化指標でございます。3つの観点から指標を策定してございます。全体のほかに、販売形態別、起因者別、場所別に指標を整理して設定するというところでございます。

具体的には、次のページに記載してございます。まず保安対策の有効性を評価する指標として、これを位置づけていこうということでございます。指標の設定については、死亡事故につながる人身事故といったものを指標として置くということでございます。個別に、そのほかの事故については、事故の低減が図られることを考えてモニタリングということで、監視的な意味で毎年事故の報告をまとめていこうということでございます。指標はこの2つ、死亡事故、人身事故についてまとめるということでございます。

この表は以前もお示ししてございます。2019年時点の死亡事故、人身事故の発生状況を示してございます。過去5年の平均値でございます。全体では死亡事故は0.6件発生してございます。これに対して2030年時点の高度化指標でございますけれども、0～1件未満とするようにまとめていただいております。人身事故については今30.2件発生してございますけれども、2030年時点で25件未満という形で設定させていただいております。

これを販売形態別、起因者別、場所別という形で分けてございます。販売形態別では体積販売、質量販売と分類してございます。起因者別では一般消費者等、それから事業者、その他ということでございます。他工事については、その他のところに分類するというようになります。場所については住宅、業務用施設、その他ということでございます。

次のページをお願いします。この指標を達成するために、アクションプランを次の表のようにまとめたということでございます。これも前回ちょっと簡単に紹介してございます。事故対策として、消費者起因別の事故対策、販売事業者起因別の事故対策ということで分類してございます。小分類として、消費者のところは一酸化炭素中毒の防止、それ以外の事故の防止ということでございます。販売者起因のところは、設備対策とその他の対策と

いうこととでございます。そのほかに、自然災害の対策、保安基盤ということとまとめてございます。保安基盤は後でまた少し紹介しますが、一番最後のところになりますけれどもスマート保安の推進ということで、スマートメーターとか、集中監視を利用した保安の高度化をやっていきたいと思いますということとでございます。そのほかに、スマート保安に関するアクションプランを業界団体等で一生懸命まとめてつくっていきましょうということと、まとめてございます。

5番目が指標に対する状況把握とアクションプランの不断の見直しでございます。

まず、状況の把握でございます。これは毎年度、液化石油ガス小委員会で指標の達成状況を評価するということとでございます。必要に応じて実行計画の見直し——内容を見直すということとでございます。また、これまでも評価してきたように単年度だけではなくて複数年の平均値といったものを勘案して、評価していくということとでございます。その結果として、リスクの変化に対応して重点的に取り組む項目も見直していきましょうということとでございます。また、想定されていない事故、大規模な災害があった場合には適宜見直しということで、専門委員会などを設けて機動的に見直すということとでございます。最終年度の2030年、ここで全面的な検証と評価を行う。また、中間年も評価を行いますということとでございます。

次のページをお願いします。3章からは、それぞれの分野ごとの対策のアクションプランについてまとめてございます。3章は消費者起因別の事故対策でございます。

まず1.は、一酸化炭素中毒の事故防止の対策でございます。1番目には、業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発活動でございます。赤字で書きましたけれども、LPガス事業者はということで、以前、誰が何をするか、ちゃんとしたほうがいいという近藤委員からの指摘がございまして、こういう形に大分変えてきてございます。

LPガス事業者は、(業務用施設等の)オーナーや管理者に向けて周知活動を実施することです。また、従業員向けに消費機器使用時の換気の重要性とか、警報器の作動に関する周知について啓発を図るということとでございます。また、国に対しては定期的な省庁連絡会議を開催して、一酸化炭素中毒の防止について検討を行うことにしてございます。

(2)業務用換気警報器とか、一酸化炭素中毒警報器の設置の促進でございます。これは各利用者について設置の周知を図るといったこととでございます。

2.のところでございますけれども、ガスの漏えいによる爆発または火災の防止でござ

います。ここもL Pガス事業者は、一般家庭において安全な装置の普及を図るということでございます。

次のページに行きまして、(3)誤開放防止の対策といったものを盛り込んでございます。これもL Pガス事業者はということで、ガス栓カバーとかゴムキャップといったものを適切に設置するということでございます。

(4)はガス警報器の機能の高度化及び設置の促進ということでございます。L Pガス事業者はということでございますけれども、重大事故のリスクの高い業務用施設において、ガス警報器とガスメーターを連動させたシステムの普及を図るといったものを盛り込んでございます。

次に、14ページまで飛んでいただけますでしょうか。販売事業者起因別の事故対策でございます。

1.として設備対策でございます。供給管、配管の事故防止対策でございます。これは昨年の死亡事故を踏まえて、こういうものをしっかり盛り込んだということでございます。またのところに書いてありますけれども、飲食店等の業務用厨房施設で多湿の使用環境が予定される箇所に配管工事をする場合にあっては、適切な配管材料を使用するなど腐食防止の観点に十分配慮し、正しい施工の徹底を図るといったものを盛り込んでございます。

2.その他の事故の防止でございます。ここに(1)として他工事事務事故防止対策でございます。3行目の後ろのほうですけれども、他工事事業者・他工事従事者、国——関係者ですね。これが連携した取組を実施するというようにしてございます。

次のページ、(2)質量販売に係る事故対策でございます。L Pガス事業者による配管接続を徹底してやっていきたいと思いますというようなことを記載してございます。

次、16ページ目、第5章をお願いします。自然災害対策でございます。

(1)として、災害に備えた体制構築を図るということでございます。まずL Pガス事業者はということでございますけれども、L Pガス災害対策マニュアルといったものを踏まえて、保安対策を着実に進めるということでございます。具体的に少し紹介してございますけれども、容器の転倒とか、転落とか、流出防止のためのいろいろな措置を取るということでございます。また、ハザードマップを使って水害のおそれのある地域には重点的にやるというようなことでございます。一番下のところでございますけれども、(4)雪害防止というものも記載してございます。

18ページ目、保安基盤でございます。

まず1.として、保安管理体制でございます。最初の(1)でございます。経営者の保安確保に向けたコミットメント、保安レベルの自己評価をやっていただくということでございます。まず経営者が保安に対する姿勢を会社の内外に明確に、コミットメントの明示を図るということでございます。それと自己保安活動チェックシートを表彰制度でやってございますけれども、こういったものを活用して自ら自主保安の取組状況をチェックしてということでございます。

(2)でございます。LPガス事業者等の義務の再確認でございます。LPガス事業者は、保安に関する最終的な責任を負うということでございます。また、保安機関が実施した保安業務の結果についてちゃんと見ましようということでございます。一方で、保安機関についてでございますけれども、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス事業者に通知するというところでございます。これは昨年の福島の事故を踏まえての注意喚起といいたましようか、新しい取組として明確にするということでございます。

(3)は長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施でございます。LPガス事業者は、年間の保安教育計画を策定して、保安教育が従業員に確実に実施されるようにするということでございます。また、真ん中辺から書いておりますけれども、第三者機関、それから業界団体ですけれども、事例集や容器交換に必要な設備工事、修理等の際の標準作業マニュアルを作成して、LPガス事業者の保安教育の教材を提供し、保安レベルの向上を図るといったものをやってございます。

(4)、ここは丸々新しく入れてございます。前回の議論を踏まえての追加でございます。自主的な基準の維持・運用でございます。これは第三者機関の役割が大だということでございますけれども、LPガス設備設置基準——KHKなどがございますけれども、これによる自主基準の維持・運用をしっかりとやるということでございます。

次の19ページ、最後のページでございます。

2.スマート保安の推進でございます。(1)スマートメーター・集中監視等を利用した保安の高度化でございます。下の赤字で書いていますLPガス事業者はというところからですけれども、集中監視の普及の一層の普及を図るとともに、認定販売事業者制度の取得の推進を図るということでございます。また、集中監視センターにおけるサイバーセキュリティ対策をしっかりとやっていこうということでございます。真ん中のところにありますけれども、国、第三者機関、LPガス事業者の業界団体、メーカー等の関係者に対しては、ガスメーターやガス機器を含めたガス関連機器の高度化、スマート化、より高度な保安シ

システムの構築を目指すということでございます。こういったものを利用しやすいように、規制の見直しも断続的に行うことを示してございます。

(2)でございますけれども、その他のスマート保安に関するアクションプランでございます。現在、スマート保安に関する官民協議会で検討されているものがございます。これを参考にしながら、L Pガス業界でも取り入れるべきものをアクションプランとしてまとめて、それを盛り込んでいくことを最後に記載させていただいております。

続けて、資料3－2でございますけれども、今申し上げたガス高度化計画について、この1枚にまとめてございます。コアな部分を全体に、この1枚でまとめた資料になってございます。

私からは以上です。

○大谷委員長 ありがとうございました。この議題は液化石油ガス安全高度化計画2030に対して、この内容で策定してよいかどうか、御意見をいただくための審議事項ということになっております。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見などがございましたら、先ほどと同様、チャット機能等を御利用いただいて、御発言いただければと思います。よろしく願います。まず近藤委員、お願いします。

○近藤委員 液化石油ガス安全高度化計画2030におきましては2030年の死亡事故ゼロという高い目標を掲げ、それに向けたアクションプランを、誰が何をするのか具体的に明確化することができたと思います。

私どもK H Kは高压ガス保安に関する専門機関として、この計画の中では第三者機関という形で位置づけをしていただきました。アクションプランにおいて消費者及びL Pガス関係事業者の皆様に対するL Pガスの保安に関する周知・啓発や、K H Kの自主基準における維持管理の実施などを通じて、その役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

以上です。

○大谷委員長 ありがとうございました。実施主体がはっきりしたというのと、第三者機関が明確に位置づけられたというのが、前回御説明からの大きな違いかと思います。――ほか、御意見等ございますでしょうか。どうぞ。

○山田委員 全国L Pガス協会の山田でございます。

今回、ガス安全高度化計画2030で我々の業界がやっていかなければいけないことが明確

になりました。誠にありがとうございます。死亡事故ゼロに向けて努力するのは当たり前のことではございますけれども、それに対して何が今一番やらなければいけないことなのかというと、事故を未然に防ぐための警報器とメーターの連動をやっつけようということ、を協会の自主保安の重点事項として取り組んでいます。警報器につきましては義務施設については当然のように設置されているのですが、義務施設でないところには、省とか局管轄の大手事業者等の一部では、設置しないという方針を出しているそうです。それはそれぞれの会社の考え方なのでしょうけれども、やはり大手事業者は、自主保安活動についても見本になっていただきたいところでありまして、我々協会としても随分お願いをしてきているのですが、ぜひ省の担当からもご指導いただければ非常にありがたいと考えています。

9 ページの表の真ん中ぐらいに「ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等」という記載があるのですが、基本的に「LP ガス事業者、関係事業者」になっているのですが、そこにも国、関係都道府県が入っていただけると非常に心強いし、我々が言っても届かない大手事業者に声が届く可能性が大になってきます。

18 ページの第 6 章、1. (1) には、「経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし」というような文章もございますが、こういう文章が実行されるように行政からお力添えをいただければ、我々、業界団体も自主保安活動に大きく前進ができると思っておりますので、ぜひそういう御協力もお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○大谷委員長　そのところはいかがですか。表の中ですね。国もちょっと主体的に参加してほしいということのようですが。

○月舘ガス保安室長　意見をいただきましたので、盛り込んでいきたいなと思います。

○大谷委員長　よろしいでしょうか。一応そこに盛り込んでいただけるということでございますので。

○山田委員　ありがとうございます。

○大谷委員長　ほか、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ほかに特段御意見はございませんようですので、先ほどのところで国の関与を付け加えていただくことにしまして、そちらは事務局で修正いただくとして、修正結果については私が確認させていただくことにしまして、基本的には事務局案で……

○堀口委員　理科大の堀口ですが、1 点ちょっと質問させていただいてよろしいですか。

○大谷委員長 はい、どうぞ。

○堀口委員 非常によくまとまった計画だと思っております。

1点、質問させていただきたいのは、主語もすごく明確に書かれているので分かりやすいと思ったのですが、消費者が何か気をつけることというのはないですか。どんなに事業者さんが頑張っても、国が頑張っても、団体さんが頑張っても、そこに消費者もコミットしないといけないのかなと思ひまして、例えば情報を積極的に取りにいくとか、分からなかったら事業者さんに相談するとか、消費者もすごい責任があるという意味とは違うのですが、何かコミットするということがないと抜け落ちている気がするのですけれども、違いますか。

○山田委員 よろしゅうございますか。山田でございます。

○大谷委員長 どうぞお願いします。

○山田委員 今の御意見、我々の業界にとっては非常に心強いお言葉です。ありがとうございます。4年に1回、点検調査は必ず実施しています。その機会などを利用して消費者へ、しっかりとガスの使い方の周知はさせていただいているのですが、消費者からも、そういったときにガス事業者にいろいろと興味を持って疑問を聞いてもらうことが一番いいのではないかなというように自負しております。それでよろしゅうございますか。

○大谷委員長 いかがでしょうか。なかなか消費者のほうにどうしてくれというのは、書きづらいところかと思ひますので。

○堀口委員 そういう取組に積極的に、消費者のほうからも参加するよふにということではないかと思ひのです。要は事業者さんが点検してもらっているのに、いつも不在で事業者さんと一回も顔が合わせられないみたいなことになってしまうと、それはそれで事故の発生原因かなと思ひるので、事業者さんが義務を課せられていることに対して、消費者もきちんと受け止めないとな事故は減らないのかなと思ひているので、最後の最後です。ゼロにするというところのためには、消費者も安全に使用することに対して積極的に取り組むよふにみたいな感じではないかなと思ひのですけれども、いかがでしょうか。

○大谷委員長 いかがですか。

○月舘ガス安全室長 大変ありがたい御提案でございます。特にはじめにのところには、関係者として一般消費者等という形で記載させていただいております。一方、アクションプランのところでは主体として取り込むかということでございます。これはフォローアップをすることになってきますので、評価をするときにどんなことをしてきたのかというところ

ろで報告を求めたり、説明を求めたりということになってきます。一般消費者といったときに、それが回答できる方としてどういう形になるかというのが少し想像しにくかったということで、この中の主体には盛り込んでいないというのが現状でございます。今現在すぐにちょっと思いつかないところがございます、一般消費者と主体として書かせていただいております、アクションプランのところは少し具体的になっていない状況ですが、どなたといたしまして、どういう形でフォローアップするような形が取れるかというところとセットで考えていきたいと思うのですが、もう少し検討が必要かなと思っております、もしお知恵がありましたら、例えば次回にまとめていけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○堀口委員 はい、承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○大谷委員長 一般消費者等に対する安全教育とか啓発というのは書かれていて、そこまではできるのだけれども、受け取るほうはどう受け取ったかというところがちょっとまだ、何か適当な指標というか、評価しようがないかなというところですね。

○堀口委員 教育にいろいろな事業があると思うのですけれども、参加率を上げるとか、そういうものはあろうかと思うのですけれども、やはり最後は使う人の責任もあろうかなと思っていましたので、1つ書いておいたほうがいいかなと思っただけです。

以上です。

○大谷委員長 適切な表現があれば、また……

○近藤委員 それに関連してKHK・近藤ですが、発言してもよろしいでしょうか。

○大谷委員長 はい。

○近藤委員 9ページの4.のところに「安全意識の向上のための周知・啓発」という言葉が書いてございます。これは国だけではなくて第三者機関、私どもも、それからLPガス事業者も一緒になって、こういうことをやろうということでございまして、今御指摘をいただいて消費者のほうも、そういう意識をしっかりと持てるように皆さんをリードしていこうという力強いお言葉をいただいたので、我々非常に意を強くして、これからも連携をしながら皆様方に安全意識向上のための啓発努力というのをさらに重ねたいと意を強くしたところでございまして、今の御指摘をしっかりと受け止めて周知・啓発の努力を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○大谷委員長 ありがとうございました。この高度化計画とまたちょっと違う枠組みか

もしれませんけれども、そういうことも取り組んでいかれるということだと思います。――鵜飼委員から御発言ということでございますので、よろしくお願いします。

○鵜飼委員　今のお話なのですけれども、消費者にどうして伝えるかという問題なのですけれども、全国地域婦人団体連絡協議会では全県にわたって何年間に1回、LPガスの研修を行っております。それで随分勉強させていただいております、そういう団体をお願いされるのがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○大谷委員長　そういう団体があれば、そこもこれに入れるかどうかはちょっとどうですかね。

○堀口委員　堀口ですが、よろしいですか。

○大谷委員長　はい。

○堀口委員　今鵜飼さんのほうから、こういうことをやっていますという御報告があったと思うのですけれども、それは消費者起因事故対策の中で、消費者団体が自らそういう協力関係にあって研修とかされているということだと思うのですよね。この事故対策の普及促進みたいなところに、先ほどの9ページに「国、LPガス事業者、関係事業者」と書いてあるのですけれども、そこに、例えば消費者団体というのを1つ入れておいてもいいのではないかなと思ったのですが、実際にそういうことをされているということだったので、いかがでしょうか。

○大谷委員長　いかがですか。

○月舘ガス安全室長　具体的な御提案もございまして、大変ありがとうございました。今後フォローできるような形が取れると思いましたので、先ほど近藤委員がおっしゃっていただいた箇所に消費者団体の記載も入れて、毎年フォローのときに御協力いただけるようお願いしたいなと思っています。具体的などの検討はまた御相談させていただいて、適宜加えていきたいなと思います。

○大谷委員長　よろしいでしょうか。ということで、主体者を増やす形の修正を加えていただくことになるのではないかと思います。そういう修正は加わるかもしれませんが、大きなところではお認めいただいたということで、よろしいでしょうか。――それでは、基本的には事務局案で御了解いただけていると思いますので、先ほどから出ているような主体をもうちょっと広げる。消費者辺りのところも入ってもらうなら入ってもらうということで、引き続き事務局で若干こら辺の修正を検討していただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○月館ガス安全室長　先ほど御提案いただきましたが、どのように表記するかも含めて少し検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○大谷委員長　ということで、少し修正が入るかもしれないということで御了解いただければと思います。よろしいでしょうか。——特に反対はなかったと思いますので、このような形で高度化計画をまとめさせていただくことにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題4です。「新型コロナウイルス感染症を契機とした対策」ということで今年のトピック的な話ですけれども、こちら事務局から説明をお願いいたします。

○月館ガス安全室長　それでは、資料4を御覧いただければと思います。

2ページ目を見ていただければと思います。コロナ対策になります。絵に描いてありますけれども、事業者と一般消費者の間。ここで密になったり、接触したりといったところをどうするか。事業者と行政間。ここも申請等の関係で接触したり、密になったりするのをどう避けるかといったところをやってきたということでございます。また措置としては、時限的な措置と恒久的な措置ということで分けてございます。

次の3ページ目を見ていただければと思います。緊急事態宣言が出された後にやってきた時限的な措置でございます。上のほうは供給設備の点検、消費設備の調査でございます。これは消費者のところに行って検査をするといったことでございました。そうすると、御家庭になかなか上がれないといった状況があったりしました。そういったトラブル等もありまして期限内に実施ができない状況が発生しましたので、これを4か月延長ということで手当てしてまいったところでございます。その他のところでございますけれども、今事業者のいろいろな報告だったり、また資格講習といったものの取扱いでございます。これも緊急事態宣言が発せられたときに実施できないことがございましたので、資格の期限とか、報告を求める期限といったものを4か月ほど延長したということでございます。

次のページをお願いします。こういったコロナ感染症の対策を実施しながら、恒久的な措置として取ってきたものについての御紹介でございます。ここに書いてあるものですが、消費機器の点検でございます。

左側の下の絵にちょっと描いてありますが、マイコンメーターから消費機器の間の圧力損失を計測する検査をすることになってございます。検査するに当たってガス機器を操作して、そこにガスが流れてどれぐらい圧力損失があるかを計測して確認するといったこと

が、従来の規則で決められていたということでございます。これを検査するに当たって、検査員の方が御自宅の中に入って消費者の方と接触することが発生するというので、これがなかなかできないだろうという状況になってきてございます。

これを改善するために、右側のほうの図でございます。圧力損失を、ガスコンロでどのくらいの圧力になるかというのを、あらかじめ配管等で計算できるような方法を調査・研究させていただきまして、外で圧力を測れば、ガスコンロでどのくらいの圧力になるかといったものを計算で出せるような手法を開発してございます。こういった新しい検査方法を規則に取り込んで、この方法でできるようにしてまいったということでございます。

次のページでございます。具体的に実施できるように運用マニュアルをまとめて、それを普及するというでございまして。

次のページでございます。これは緊急時対応でございまして。ガス漏れとか、一般消費者の方が緊急に連絡をして対応しなければならないといった時の対応でございまして。これまでは一般消費者の連絡を確実に受ける体制を構築ということで、携帯電話の転送を認めていなかったということでございます。現在、コロナ対策でテレワーク、出勤回避で会社のオフィスにはいないといった状況がある中で、また通信技術が確実に進化している中で、こういった機能を使いながら出勤していないテレワーク中の従業員もきちんと対応できるように、規則を改正したということでございます。これは運用を改正する形で見直したということでございます。

次のページをお願いします。こちらは事業者と行政の間のものでございます。まず申請に関しては保安ネットというものを活用して、インターネットを使って電子申請できるというシステムを構築してございます。これについては一部の手続では昨年、令和2年1月から実施してございますけれども、その他の手続についても去年6月から可能となっております。

次の押印手続の見直しでございますけれども、これは昨年末に、経産省で関係している押印については不要とするような措置を取ってきてございます。政省令を変えて実施したということでございます。

説明は以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございました。

以上、新型コロナウイルス対策ということで、それも契機としてというのがありますけれども、取られた対策というものを御報告いただきました。

ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。ございましたらこれまでと同様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。こんな対策を取りましたよということの御報告です。

それでは、特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。議題5です。「液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○月舘ガス安全室長 それでは、資料5を見ていただければと思います。これは昨年、小委員会で確認して方針を決めていただいたものでございます。

2ページ目を見ていただければと思います。下の箱の中で御説明をさせていただいております。高圧ガス保安法と同様に、液石法についても道府県から政令指定都市への権限移譲を行っていいということでございました。対象業務についてでございます。7つほどございます。下のほうに①から⑦まで書いてございます。販売事業者の登録から始まって、立入検査の業務といったところまでございます。この業務全てについて権限移譲していいのではないかとということでございました。また、時期でございますけれども、これからの調整ということになりますけれども、令和5年4月1日以降に移譲ができるようにということで、改正についての手続を内閣府と実施していくということでございます。

前回の小委員会で出された意見として、下のほうに書いてございます。自治体の液石法の運用に関わる人材を支援することについて、整理することが必要ではないかという御指摘を受けてございます。

6ページ目まで進んでいただければと思います。これが先ほど指摘いただいたものに対する対策でございます。

まず、液石法に関するQ&A集です。これまで実施していない地方自治体の方々が実施するに当たって、法令に関するQ&Aをつくるということでございます。それと新しく保安に関わる方々に対する研修事業もやっていく必要があるのではないかとということで、今検討を始めたところでございます。具体的には右下のところにございますように、講習会だったり、権限移譲に係る連絡会といったものを企画しているということでございます。

以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見などございますでしょうか。ございましたら、よろしくお願いします。近藤委員のほうから御発言があるようですので、お願いし

ます。

○近藤委員 指定都市への権限移譲に当たりましては安全の確保が大前提でございます。そのためには権限の移譲に伴う業務の確実な引継ぎや、移譲を受けた指定都市において円滑に法執行を行うための体制の整備が重要でございます。御説明いただいた関係自治体からの御意見の中には、人員の確保や体制面の構築に関する不安を指摘している声もございます。こういった自治体の声をしっかりと受け止め、適切な対応策を講じることにより、こういった不安を取り除いていくことが必要であると考えております。

KHKでは液石法、高圧法に関して専門機関として長年の経験を有しておりまして、加えて教育にも取り組んできた実績がございます。政令指定都市への権限移譲につきましても、積極的に貢献をしていく所存でございます。

以上です。

○大谷委員長 ありがとうございます。令和5年4月1日が一応めどということでございますので、その間に準備を進めていくことになるかと思えます。——よろしいでしょうか。ほかに御意見がないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、最後の議題になりますけれども、「2020年度立入検査の実施状況及び2021年度立入検査の重点について」、事務局から説明をお願いいたします。

○月舘ガス安全室長 資料6を御覧いただければと思います。

次、2ページ目です。2020年度立入検査の実施状況でございます。本省で行ったもの、それから産業保安監督部で行ったものということで分けてございます。本省で行ったものは4件ございました。監督部で行ったものは41件ということでございます。

その下のほうの箱でございますけれども、立入検査でいろいろ指摘したもの、注意したものを案件で掲げております。②保安業務の実施状況について4件、御指摘させていただいております。ここを見ていただいたとおり、立入検査で大きな問題は発生していないということでございます。ただ、まだ調査は終わっていませんので、これからまた引き続き検討するものも入っております。

3ページ目でございます。立入検査の重点事項でございます。来年度、2021年度の立入検査の方向についてでございます。引き続きこれまでと同様に、①から⑪までといったものを重点的に立入検査で確認していくということでございます。

以上でございます。

○大谷委員長 ということで、2020年度の実施状況と来年度、同じようなところが重点

ということなのですから、御説明いただきました。

ただいまの説明につきまして御質問などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。――特にはなさそうですので、また来年度、こういうところを重点に立入りをすることによってございますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、予定の議題は全て終了ということにさせていただきます。2030年度を目指して、先ほども消費者等というのがありましたけれども、やはりステークホルダーとして巻き込んでいってというほうが安全を確保する意味ではいいことだと思いますので、どのように具体的にできるかといったところを少し検討させていただくことになろうかと思います。貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、全体を通しまして後藤審議官から何か御発言ございますでしょうか。

○後藤産業保安担当審議官　経済産業省産業保安審議官の後藤でございます。

私から一言申し上げます。本年は福島県郡山の事故を初め死亡事故も起こりまして、LP保安においては忘れてはならない1年になったと思っております。事故の内容を見ておりますと、防ごうと思えば防げたような事故もあったのではないかと思うところもございます。私たちは改めましてLP保安をしっかり確保していくと、肝に銘じていく必要があらうかと思っております。そうした年に始まる新たな10か年の高度化計画でございます。安全の確保のためには、安全に携わる各々の主体が安全を誰か人任せにするのではなくて、自らが果たすべき責任を果たしていくことが極めて重要だと考えております。そのために主体を明確化した計画になっております。

先ほど堀口委員からも、消費者も主体として明記すべきではないかといった大変貴重な意見もございました。一方で消費者団体はあまたございますし、また国、都道府県、事業者といったところと同列に扱っていいのかといった問題もございますので、そういった点も含めて検討はさせていただきますけれども、非常に重要な指摘と受け止めさせていただきます。引き続きLPガスの保安のために今度とも関係者の御協力をよろしくお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

○大谷委員長　ありがとうございました。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。――すみません、天野委員から何か御発言があるようですので、お願いします。

○天野委員　ちょっと悩んでおりまして、先ほどのステークホルダーとして消費者を巻き込むということは、御指摘のとおり重要なことだと思っております。ただ、これを高度

化計画に入れる場合には消費者の責任や義務と、事業者や国や都道府県のそれとが混在しないように、注意深く取り扱っていただければと思いますので、申し訳ありません、こんな終わりになりましてですけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

○大谷委員長 なかなか同列には書きづらいというのは確かにそのとおりだと思いますので、その点は検討していただくということにしたいと思います。ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○月舘ガス安全室長 委員の皆様には、これまでの議論、大変感謝申し上げます。

本日の議事要旨につきましては事務局で作成して、事務局の文責でホームページに掲載したいと思います。また、議事録については委員の皆様が御確認した後に公表したいと思いますので、追って連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大谷委員長 本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——

お問合わせ先

産業保安グループガス安全室

電 話：03-3501-1672

F A X：03-3501-6544